

令和 7 年

第 1 回 定 例

夕 張 市 議 会 議 案

令和 7 年 3 月 5 日 開 会

令和 7 年 3 月 2 1 日 閉 会

令和7年 第1回定例市議会付議案件名

議案第 1 号	令和7年度夕張市一般会計予算
議案第 2 号	令和7年度夕張市国民健康保険事業会計予算
議案第 3 号	令和7年度夕張市市場事業会計予算
議案第 4 号	令和7年度夕張市介護保険事業会計予算
議案第 5 号	令和7年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
議案第 6 号	令和7年度夕張市水道事業会計予算
議案第 7 号	令和7年度夕張市公共下水道事業会計予算
議案第 8 号	令和6年度夕張市一般会計補正予算
議案第 9 号	令和6年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
議案第 10 号	令和6年度夕張市介護保険事業会計補正予算
議案第 11 号	令和6年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算
議案第 12 号	令和6年度夕張市水道事業会計補正予算
議案第 13 号	令和6年度夕張市公共下水道事業会計補正予算
議案第 14 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 15 号	夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 16 号	夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 17 号	夕張市職員給与条例の一部改正について
議案第 18 号	夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について
議案第 19 号	夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について
議案第 20 号	夕張市国民健康保険条例の一部改正について
議案第 21 号	夕張市共同浴場設置条例の一部改正について
議案第 22 号	夕張市営住宅条例の一部改正について
議案第 23 号	夕張市都市公園条例の全部改正について
議案第 24 号	夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
議案第 25 号	岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
議案第 26 号	指定管理者の指定について
議案第 27 号	指定管理者の指定について
議案第 28 号	指定管理者の指定について
議案第 29 号	夕張市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
議案第 30 号	損害賠償額の決定について
報告第 1 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 2 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 3 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号	定期監査の結果について
決議案第1号	閉会中の所管事務調査について

令和7年第1回定例市議会出席者名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	厚 谷 司 君	○ 教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
教 育 長	小 林 広 明 君	教 育 課 長	堀 靖 樹 君
○ 市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名		○ 選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
副 市 長	吉 崎 仁 司 君	事 務 局 長	芝 木 誠 二 君
総務企画課長	芝 木 誠 二 君	○ 農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
地域振興課長	菊 田 大 介 君	事 務 局 長	山 本 健 彦 君
財 政 課 長	板 垣 克 巳 君	○ 監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
税 務 課 長	秋 山 俊 輔 君	事 務 局 長	芝 木 誠 二 君
建 設 課 長	押野見 正 浩 君		
土 木 課 長	阿 部 充 雅 君		
上下水道課長	小 峰 健 一 君		
市 民 課 長	外 崎 伸 一 君		
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君	事 務 局 長	佐 藤 浩 一 君
消 防 長	田 島 淳 君	書 記	志 茂 隆 君
消 防 次 長	松 倉 暢 宏 君	書 記	増 井 菜々実 君

令和7年

会 議 日 程 表

第1回定例市議会

1. 会 期 3月5日から同月21日までの17日間

月・日	曜日	開議時刻	会議別	付議案件・その他
3月 5日	水	10:30	本会議	・市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問 ・議案の一部上程議決 ・新年度予算案の一括上程 (市政執行方針及び教育行政執行方針並びに提案理由の説明)
3月 6日	木		休 会	・議案調査
3月 7日	金		休 会	・議案調査
3月 8日	土		休 会	
3月 9日	日		休 会	
3月10日	月		休 会	・議案調査
3月11日	火		休 会	・議案調査
3月12日	水		休 会	・議案調査
3月13日	木		休 会	
3月14日	金	10:30	本会議	・大綱質問 ・新年度予算案の委員会付託
3月15日	土		休 会	
3月16日	日		休 会	
3月17日	月		休 会	
3月18日	火	10:30	休 会	・行政常任委員会(付託された予算案の審査)
3月19日	水		休 会	・予備日
3月20日	木		休 会	
3月21日	金	13:30	本会議	・委員会の審査報告と全議案の上程議決

・本会議 ～ 3日

・常任委員会 ～ 1日

・休 会 ～ 14日 計 17日

令和7年

議 事 日 程 表

第1回定例市議会

1. 招集の日時 令和7年3月5日 午前10時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			会期の決定について	
日程第2			市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問	市 長
日程第3	議 案	第 8 号	令和6年度夕張市一般会計補正予算	市 長
	議 案	第 9 号	令和6年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算	
	議 案	第 10 号	令和6年度夕張市介護保険事業会計補正予算	
	議 案	第 11 号	令和6年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算	
	議 案	第 12 号	令和6年度夕張市水道事業会計補正予算	
	議 案	第 13 号	令和6年度夕張市公共下水道事業会計補正予算	
日程第4	議 案		議案第1号ないし議案第7号（下記のとおり）の市政執行方針及び教育行政執行方針並びに提案説明	市 長

記

- 議案第 1号 令和7年度夕張市一般会計予算
議案第 2号 令和7年度夕張市国民健康保険事業会計予算
議案第 3号 令和7年度夕張市市場事業会計予算
議案第 4号 令和7年度夕張市介護保険事業会計予算
議案第 5号 令和7年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
議案第 6号 令和7年度夕張市水道事業会計予算
議案第 7号 令和7年度夕張市公共下水道事業会計予算

令和7年

議 事 日 程 表 (第2日)

第1回定例市議会

1. 開催の日時 令和7年3月14日 午前10時30分開議

2. 開催の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1	議 案		議案第1号ないし議案第7号（下記のとおり） 市政執行方針、教育行政執行方針に対する大綱質問並びに委員会付託	市 長

記

- 議案第 1号 令和7年度夕張市一般会計予算
- 議案第 2号 令和7年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- 議案第 3号 令和7年度夕張市市場事業会計予算
- 議案第 4号 令和7年度夕張市介護保険事業会計予算
- 議案第 5号 令和7年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- 議案第 6号 令和7年度夕張市水道事業会計予算
- 議案第 7号 令和7年度夕張市公共下水道事業会計予算

令和7年

議 事 日 程 表 (第3日)

第1回定例市議会

1. 招集の日時 令和7年3月21日 午後1時30分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1	議 案	第1号 ないし 第7号	令和7年度予算（下記のとおり）	市 長
日程第2	議 案	第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	市 長
日程第3	議 案	第15号	夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	市 長
日程第4	議 案	第16号	夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	市 長
日程第5	議 案	第17号	夕張市職員給与条例の一部改正について	市 長
日程第6	議 案	第18号	夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について	市 長
日程第7	議 案	第19号	夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について	市 長
日程第8	議 案	第20号	夕張市国民健康保険条例の一部改正について	市 長
日程第9	議 案	第21号	夕張市共同浴場設置条例の一部改正について	市 長
日程第10	議 案	第22号	夕張市営住宅条例の一部改正について	市 長
日程第11	議 案	第23号	夕張市都市公園条例の全部改正について	市 長
日程第12	議 案	第24号	夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について	市 長
日程第13	議 案	第25号	岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について	市 長

日程第 14	議 案	第 26 号	指定管理者の指定について	市 長
	議 案	第 27 号	指定管理者の指定について	
日程第 15	議 案	第 28 号	指定管理者の指定について	市 長
日程第 16	議 案	第 29 号	夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	議会運営 委員会
日程第 17	議 案	第 30 号	損害賠償額の決定について	市 長
日程第 18	報 告	第 1 号	例月現金出納検査の結果について	議 長
	報 告	第 2 号	例月現金出納検査の結果について	
	報 告	第 3 号	例月現金出納検査の結果について	
日程第 19	報 告	第 4 号	定期監査の結果について	議 長
日程第 20	決議案	第 1 号	閉会中の所管事務調査について	議 員

記

- 議案第 1 号 令和 7 年度夕張市一般会計予算
 議案第 2 号 令和 7 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
 議案第 3 号 令和 7 年度夕張市市場事業会計予算
 議案第 4 号 令和 7 年度夕張市介護保険事業会計予算
 議案第 5 号 令和 7 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
 議案第 6 号 令和 7 年度夕張市水道事業会計予算
 議案第 7 号 令和 7 年度夕張市公共下水道事業会計予算

自 令和6年12月5日
至 令和7年3月4日

行政報告

令和7年3月5日 開会
第1回定例夕張市議会

月 日	事 項
2月3日	<p>※ 市長会関係について</p> <p>○ 令和7年北海道市長会政策研究・研修会への出席について</p> <p>札幌市において開催された、令和7年北海道市長会政策研究・研修会へ出席し、講演を聴講した。</p>
2月20日	<p>※ 空知地方総合開発関係について</p> <p>○ 空知地方総合開発期成会令和6年度第2回定時総会への出席について</p> <p>岩見沢市において開催された、空知地方総合開発期成会令和6年度第2回定時総会に出席し、令和7年度事業計画及び歳入歳出予算、令和8年度空知地方開発予算要望の集約要領について審議決定した。</p>
12月17日	<p>※ 道路関係について</p> <p>○ 道道夕張長沼線整備促進期成会による要望行動について</p> <p>札幌市において、道道夕張長沼線整備促進期成会による要望行動を行い、未開通区間等の早期整備について、北海道、北海道空知総合振興局札幌建設管理部及び北海道議会に対して関係町とともに要望を行った。</p>
12月22日	<p>○ 道東自動車道（阿寒 IC～釧路西 IC）開通式への出席について</p> <p>釧路市において開催された、道東自動車道（阿寒 IC～釧路西 IC）開通式に北海道横断自動車道早期建設促進期成会副会長として出席した。</p>

※ 一般関係について

12月16日

- 自由民主党北海道第十選挙区支部南空知移動政務調査会への出席について

岩見沢市において開催された、自由民主党北海道第十選挙区支部南空知移動政務調査会に出席し、夕張市の現状について説明するとともに、制度の創設について要望を行った。

1月21日

- 令和6年度社会福祉功労者厚生労働大臣表彰の伝達について

市役所応接室において、永年にわたる社会福祉事業従事功労により厚生労働大臣表彰を受賞された次の個人に対し、厚生労働大臣からの表彰状と記念品を伝達するとともに、お祝いの言葉を述べた。

鈴木 理恵 氏

2月1日

- 企業誘致期成会との懇談会及び署名受け取りについて

拠点複合施設りすたにおいて開催された、市民有志による企業誘致期成会懇談会に出席し、懇談を行った後、市内に企業誘致を求める署名を受け取った。

2月5日

- 令和6年度第2回炭鉄港推進協議会・幹事会合同会議への出席について

岩見沢市において開催された令和6年度第2回炭鉄港推進協議会総会・幹事会合同会議に出席し、日本遺産総括評価・継続審査に係る計画等について審議決定した。

2月6日

- シルバー人材センター解散に伴う市長懇談会の開催について

拠点複合施設りすたにおいて、シルバー人材センター解散に伴う市長懇談会を開催し、シルバー人材センター解散に伴う市の方針・取り組みについて説明した後、参加者からの意見や要望を聞いた。

2月6日	<p>○ 空知ゆかりの道職員と市長及び町長との交流会への出席について</p> <p>札幌市において開催された、空知ゆかりの道職員と市長及び町長との交流会に出席し、特産品のPRをするとともに意見交換等を行った。</p>
2月14日	<p>○ 令和6年度統計功労者への表彰伝達について</p> <p>市役所応接室において、永年にわたる統計功労により表彰された次の個人に対し、表彰状と記念品を伝達するとともに、お祝いの言葉を述べた。</p> <p>統計功績者総務大臣表彰 伊藤 勲 氏 知事感謝状（統計功労者） 小川 益弘 氏</p>
2月14日	<p>○ 石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会への出席について</p> <p>札幌市において開催された、第2回石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会に出席し、全体構想の策定等について協議を行った。</p>
2月21日	<p>○ こども版あつやトークの開催について</p> <p>ゆうばり小学校において、こども版あつやトークを開催し、ゆうばり小学校6年生児童と市政課題等について意見交換を行った。</p>
2月25日	<p>○ 夕張高校総合的な探究の時間年度末報告会への出席について</p> <p>夕張高校において開催された、第2学年総合的な探究の時間年度末報告会に出席し、講評を述べた。</p>
2月27日	<p>○ 南空知ふるさと市町村圏組合令和7年第1回理事会及び第1回定例会への出席について</p> <p>岩見沢市において開催された、南空知ふるさと市町村圏組合令和7年第1回理事会及び第1回定例会に出席し、令和7</p>

年度事業計画及び歳入歳出予算について審議決定した。

○ 各種機関・団体総会等への出席について

市内において各種機関・団体の総会等が開催されたので次のとおり出席し、挨拶を述べた。

- ・ 12月 7日 マウントレースイスキー場安全祈願祭
- ・ 12月 16日 歳末特別警戒出動式
- ・ 12月 27日 令和 6 年消防歳末特別警戒管理者巡視
- ・ 1 月 8 日 夕張市農協青年部第51回定期総会
- ・ 1 月 12日 令和 7 年消防出初式
- ・ 1 月 12日 令和 7 年夕張市二十歳を祝う会
- ・ 1 月 27日 第65回夕張メロン組合定期総会
- ・ 2 月 13日 夕張高校スキー授業開講式
- ・ 2 月 16日 ゆうばり寒太郎まつり
- ・ 2 月 17日 外国人派遣寮完成記念式典
- ・ 2 月 28日 第52回夕張土地改良区通常総会
- ・ 3 月 1 日 北海道夕張高等学校第33回卒業証書授与式

※ 現金及び物品等の寄付について

○ 別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附があった。

一般関係	No. 1
まちづくり寄附条例関係	No. 2 ～ 3
教育関係	No. 4 ～ 5

1. 物品

寄 付 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
静 岡 県	蔵 地 場 園 守 谷 能 精	R6.12.22	煎 茶 14 袋	一 般 寄 付	総 務 企 画 課	
旭 川 市	大 和 ユ ニ フ ォ ー ム 株 式 会 社 史 代 表 取 締 役 社 長 内 田 芳 史	R7.1.22	ビ ニ ー ル 手 袋 25,300 枚 ポ リ タ ン ク 40 個	一 般 寄 付	総 務 企 画 課	
旭 川 市	大 和 ユ ニ フ ォ ー ム 株 式 会 社 史 代 表 取 締 役 社 長 内 田 芳 史	R7.1.23	作 業 着 (ブ ル ゾ ン) 153 着	一 般 寄 付	総 務 企 画 課	
広 島 県	ビ ッ グ ボ ー ン 商 事 株 式 会 社 之 代 表 取 締 役 社 長 内 田 隆 之		作 業 着 (ス ラ ッ ク ス) 149 着			

寄付寄贈金品等一覧調書（夕張まちづくり寄附条例関係）

（敬称略）

1. 現金

寄付寄贈者		受領年月日	物品名	寄付寄贈の目的	取扱所	備考
現住所又は団体所在地	氏名又は団体名					
大阪府	深浦洋	R6.12.13	1,000,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
兵庫県	宮崎政和	R6.12.13	100,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
宮城県	藤島玲子	R6.12.17	11,000円	（イ）高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業	地域振興課	
宮城県	藤島泰隆	R6.12.17	26,000円	（イ）高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、（オ）歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地域振興課	
東京都	堀井敦生	R6.12.23	59,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業、（オ）歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地域振興課	
北海道	島徹	R6.12.24	50,000円	（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
東京都	石橋勇我	R6.12.24	50,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
埼玉県	会田きく	R6.12.25	47,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
埼玉県	新沼哲也	R6.12.26	25,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	
神奈川県	武井美知子	R6.12.26	27,000円	（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
京都府	平尾務	R6.12.27	60,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地域振興課	

寄付寄贈金品等一覧調書（夕張まちづくり寄附条例関係）

（敬称略）

1. 現金

寄付寄贈者		受領 年月日	物 品 名	寄付寄贈の目的	取 扱 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏名又は 団体名					
北海道	畑山 忠	R6. 12. 27	5,000円	（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
愛知県	山口 賢二	R6. 12. 30	69,000円	（ア）夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、（ウ）子どもたちの健全な育成に関する事業	地域振興課	
	非 公 表	5,348件	133,547,300円		地域振興課	
	合 計	5,361件	135,076,300円			

寄附寄贈金品等一覧調書（教育関係）

（敬称略）

寄附寄贈者		受領年月日	物品名	寄附寄贈の目的	取扱担当課所	備考
現住所又は団体所在地	氏名又は団体名					
滝川市	石川敦子	R6.12.3	図書 1冊	閲覧用	りすた図書館	
東京都	読売新聞社	R6.12.4	〃 522冊	閲覧用	りすた図書館	
広島県	泉美術館	〃	〃 1冊	閲覧用	りすた図書館	
小樽市	市立小樽文学館	R6.12.6	〃 1冊	閲覧用	りすた図書館	
兵庫県	児島俊策	R6.12.10	〃 1冊	閲覧用	りすた図書館	
愛知県	株式会社玉善	R6.12.23	干支の置物 1150個	記念品	教育課	
札幌市	北海道森と緑の会	R6.12.24	図書 2冊	閲覧用	りすた図書館	
釧路市	玉井康之	R6.12.25	〃 2冊	閲覧用	りすた図書館	
神奈川県	野崎春香	R7.1.7	〃 1冊	閲覧用	りすた図書館	
〃	日産自動車	R7.1.10	〃 2冊	閲覧用	りすた図書館	

寄 附 寄 贈 金 品 等 一 覧 調 書 (教 育 関 係)

(敬称略)

寄 附 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 附 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現 住 所 又 は 団 体 所 在 地	氏 名 又 は 団 体 名					
当 別 町	青 柳 文 吉	R7.1.16	図 書 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
北 見 市	吉 田 友 美	R7.1.17	〃 2 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	河 田 道 子	R7.1.22	〃 31 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
東 京 都	2 2 世 紀 ア ー ト	R7.1.30	〃 3 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
〃	大 高 潔	R7.2.4	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
〃	新 井 紀 子	R7.2.13	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	斉 藤 淳 貴	R7.2.20	〃 4 冊	閲 覧 用	りすた図書館	

自 令和6年12月5日

令和7年3月5日 開会

教 育 行 政 報 告

至 令和7年3月4日

第1回 定例夕張市議会

月 日	事 項
12月7日	<p>○ マウントレースイスキー場安全祈願祭への出席について</p> <p>マウントレースイスキー場において開催された、安全祈願祭に市長とともに出席し、今シーズンの安全を祈願した。</p>
12月7日	<p>○ 練成会グループ「漢字・計算コンクール」への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された、練成会グループ「漢字・計算コンクール」に出席し、主催者挨拶を述べた。</p>
12月16日	<p>○ 歳末特別警戒出動式及び繁華街視察への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された、歳末特別警戒出動式に出席した後、繁華街の視察を行った。</p>
1月8日	<p>○ 令和7年新春書初大会への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された、令和7年新春書初大会に出席した。</p>
1月12日	<p>○ 令和7年夕張消防出初式への出席について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された、夕張消防出初式に来賓として出席した。</p>
1月12日	<p>○ 令和7年夕張市二十歳を祝う会について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて開催された、夕張市二十歳を祝う会に来賓として出席した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 該当者 28名・ 当日出席者 21名・ 出席率 75.0%

1月22日	<p>○ 北海道教育推進会議への出席</p> <p>札幌市において開催された、北海道教育推進会議に委員として出席し、北海道教育の現状や令和6年度の北海道教育委員会の活動状況に関する点検・評価などについて協議を行った。</p>
1月23日	<p>○ 第4回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議への出席について</p> <p>オンラインにより開催された、第4回北海道公立学校情報機器整備共同調達会議に出席し、令和7年度購入予定のタブレット端末に係る仕様書や事業者の選定方法、今後のスケジュールなどについて協議を行った。</p>
1月30日	<p>○ 令和7年度当初管内教職員人事第2次協議について</p> <p>オンラインにより開催された、令和7年度当初管内教職員人事に係る第2次協議会に出席し、本市の教育現場における課題を踏まえ、空知教育局と意見交換を行った。</p>
2月13日	<p>○ 令和7年度空知管内教育推進の重点に係る会議への出席について</p> <p>オンラインにより開催された、令和7年度空知管内教育推進の重点に係る会議に出席し、空知教育局から提起された令和7年度の空知管内教育推進の重点などについて協議を行った。</p>
2月21日	<p>○ こども版あつやトークへの出席について</p> <p>ゆうばり小学校において開催された、こども版あつやトークに出席し、小学生の意見発表や市長との意見交流を参観した。</p>
3月4日	<p>○ コサージュの贈呈について</p> <p>拠点複合施設りすたにおいて、ボランティア団体ルピナスから、今年度卒園、卒業する園児、児童生徒が卒園式、卒業式で胸につける記念のコサージュの贈呈を受けた。</p>

自 令和 6 年 12 月 5 日

令和 7 年 3 月 5 日 開会

議 会 行 事 報 告

至 令和 7 年 3 月 4 日

第 1 回 定 例 夕 張 市 議 会

月 日	事 項
1 2 月 7 日	<p>○令和 6 年度第 7 師団戦車射撃競技会について</p> <p>恵庭市において開催された令和 6 年度第 7 師団戦車射撃競技会に副議長が出席した。</p>
2 月 5 日	<p>○全国市議会議長会第 239 回理事会・第 119 回評議員会合同会議について</p> <p>東京都において開催された全国市議会議長会第 239 回理事会・第 119 回評議員会合同会議に議長が出席し、総務審議官の講演を聴講した後、報告事項として事務局及び各委員会から事務報告を受け、令和 7 年度全国市議会議長会各会計予算案等について協議を行い、原案のとおり決定した。</p>
2 月 1 2 日	<p>○ゆうばり小学校 6 年生との模擬議会について</p> <p>本会議場において「ゆうばり小学校 6 年生との模擬議会」を開催し、全議員が出席した。議長から歓迎の挨拶を行い、議員による市議会のしくみの説明を行った後、児童と模擬議会を行った。</p>
2 月 2 2 日	<p>○参議院議員高橋はるみ令和 6 年国政報告会について</p> <p>札幌市において開催された参議院議員高橋はるみ令和 6 年国政報告会に議長が出席し、意見交換した。</p>
2 月 2 7 日	<p>○令和 7 年南空知ふるさと市町村圏組合議会第 1 回定例会について</p> <p>岩見沢市において開催された令和 7 年南空知ふるさと市町村圏</p>

<p>2月28日</p>	<p>組合議会第1回定例会に議長が出席し、報告事項を承認した後、令和7年度南空知ふるさと市町村圏組合一般会計予算等について審議した。</p> <p>○ 令和7年空知教育センター組合議会第1回定例会について</p> <p>滝川市において開催された令和7年空知教育センター組合議会第1回定例会に副議長が出席し、令和7年度空知教育センター組合一般会計予算等について審議した。</p> <p>市内における各種行事等への出席について</p> <p>市内で各種行事等が開催されたので、次のとおり出席したほか挨拶を述べた。</p> <p>12月7日 ・ マウントレースイスキー場 安全祈願祭</p> <p>12月16日 ・ 歳末特別警戒出動式</p> <p>12月21日 ・ 鈴木直道知事との懇談会</p> <p>1月12日 ・ 令和7年夕張市二十歳を祝う会</p> <p>1月12日 ・ 令和7年消防出初式</p> <p>1月28日 ・ 夕張市農業委員会新年会</p>
--------------	--

大 綱 質 問 通 告 者 一 覧 表

質問順	通 告 者	通告件数	件 名
1	君島議員	2	(市政執行方針) 1. 「これからも安心して暮らせるマチを目指して」について 2. 「夕張市石炭博物館」について
2	千葉議員	1	(市政執行方針) 1. 行政執行体制について
3	徳谷議員	1	(市政執行方針) 1. 道の駅メロードについて
4	工藤議員	1	(市政執行方針) 1. 将来に向けた夕張メロン生産の基盤づくりについて
5	高間議員	1	(市政執行方針) 1. これからも安心して暮らせる公共交通の確保について
	計	6	

議案第8号

令和6年度

夕張市一般会計補正予算

(第6号)

令和6年度夕張市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,871 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10,726,418 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。
による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		5,148,231	97,354	5,245,585
	01 地方交付税	5,148,231	97,354	5,245,585
14 国庫支出金		1,314,708	1,659	1,313,049
	01 負担金	780,330	765	781,095
	02 補助金	532,118	2,424	529,694
15 道支出金		436,214	17,726	453,940
	01 負担金	298,823	3,396	302,219
	02 補助金	116,257	13,835	130,092
	03 委託金	21,134	495	21,629
17 寄附金		117,239	192,574	309,813
	01 寄附金	117,239	192,574	309,813
18 繰入金		1,724,474	226,124	1,498,350
	01 基金繰入金	1,723,660	226,124	1,497,536
21 市債		220,500	4,000	224,500
	01 市債	220,500	4,000	224,500
歳入	合計	10,642,547	83,871	10,726,418

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02 総務費		1,231,886	150,588	1,382,474
	01 総務管理費	961,556	150,973	1,112,529
	05 選挙費	8,656	△880	7,776
	06 統計調査費	7,073	495	7,568
03 民生費		2,792,028	△56,884	2,735,144
	01 社会福祉費	2,004,065	△56,884	1,947,181
	02 児童福祉費	322,565	0	322,565
	03 生活保護費	465,398	0	465,398
04 衛生費		817,444	719	818,163
	01 保健衛生費	538,536	719	539,255
05 農林業費		76,878	0	76,878
	01 農業費	63,609	0	63,609
07 土木費		1,033,355	18,114	1,051,469
	02 道路橋りょう費	509,178	18,114	527,292
	04 住宅費	462,119	0	462,119
09 教育費		431,345	3,167	434,512
	01 教育総務費	171,830	2,850	174,680
	05 保健体育費	64,124	317	64,441
10 公債費		3,627,394	△31,933	3,595,461
	01 公債費	3,627,394	△31,933	3,595,461
11 諸支出金		60,191	100	60,291
	01 過年度過誤納還付金	60,191	100	60,291
歳出	合計	10,642,547	83,871	10,726,418

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
04 衛生費	01 保健衛生費	出産・子育て応援事業	400 千円
08 消防費	03 消防施設費	消防救急デジタル無線整備	1,710 千円
合 計			2,110 千円

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	期 間	限 度 額
○ 地方公会計業務	令和7年度	532 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前	補正後			
○ 過疎対策事業債（ソフト事業分）	93,100	97,100	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
地 方 債 限 度 額 の 総 額	220,500	224,500			

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	5,148,231	97,354	5,245,585
14 国庫支出金	1,314,708	1,659	1,313,049
15 道支出金	436,214	17,726	453,940
17 寄附金	117,239	192,574	309,813
18 繰入金	1,724,474	226,124	1,498,350
21 市債	220,500	4,000	224,500
歳入合計	10,642,547	83,871	10,726,418

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
02 総務費	1,231,886	150,588	1,382,474	9,724		199,371	58,507	
03 民生費	2,792,028	56,884	2,735,144	3,824	6,700	2,087	65,321	
04 衛生費	817,444	719	818,163	2,519			1,800	
05 農林業費	76,878	0	76,878			0		
07 土木費	1,033,355	18,114	1,051,469		2,700		20,814	
09 教育費	431,345	3,167	434,512			317	2,850	
10 公債費	3,627,394	31,933	3,595,461				31,933	
11 諸支出金	60,191	100	60,291				100	
歳出合計	10,642,547	83,871	10,726,418	16,067	4,000	197,601	133,797	

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 01 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 地 方 交 付 税	5,148,231	97,354	5,245,585	01 地 方 交 付 税	97,354	普通交付税
計	5,148,231	97,354	5,245,585			

10 地方交付税

(款) 14 国庫支出金
(項) 01 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 民生費負担金	779,040	765	779,805	09 保険基盤安定等負担金	765	国民健康保険基盤安定負担金
計	780,330	765	781,095			

(款) 14 国庫支出金
 (項) 02 補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費補助金	212,545	11,156	201,389	14 デジタル基盤改革支援補助金	11,156	
02 民生費補助金	19,683	8,238	27,921	44 子ども・子育て支援事業費補助金	8,238	
03 衛生費補助金	7,977	494	8,471	10 出産・子育て応援交付金	494	
計	532,118	2,424	529,694			

(款) 15 道支出金
(項) 01 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 民生費負担金	294,514	3,396	297,910	06 保険基盤安定等負担金	3,396	国民健康保険基盤安定負担金
計	298,823	3,396	302,219			

(款) 15 道支出金
 (項) 02 補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費補助金	6,133	11,810	17,943	03 地域づくり総合交付金	11,810	ズリ山排水施設補修工事
03 衛生費補助金	3,606	2,025	5,631	02 感染症予防事業費等補助金	225	疾病予防対策事業費等補助金
				13 地域づくり総合交付金	1,800	火葬炉補修工事
計	116,257	13,835	130,092			

(款) 15 道支出金
(項) 03 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 総務費委託金	9,456	495	9,951	01 統計調査委託金	495	
計	21,134	495	21,629			

(款) 17 寄附金
 (項) 01 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 指定寄附金	117,238	192,574	309,812	01 指定寄附金	192,574	夕張まちづくり寄附金 197,371 まち・ひと・しごと創生寄附金 4,797
計	117,239	192,574	309,813			

(款) 18 繰入金
(項) 01 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 財政調整基金繰入金	915,073	231,151	683,922	01 財政調整基金繰入金	231,151	
04 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	486,216	5,027	491,243	01 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	5,027	
計	1,723,660	226,124	1,497,536			

(款) 21 市 債
 (項) 01 市 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 過 疎 対 策 事 業 債	93,100	4,000	97,100	01 過 疎 対 策 事 業 債	4,000	過疎対策事業債(ソフト事業分)
計	220,500	4,000	224,500			

3 歳 出

(款) 02 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 一般管理費	306,691	50,987	357,678				50,987	03 職員手当等	50,987	退職手当
03 財産管理費	189,597	220,577	410,174	11,810		197,371	11,396	24 積立金	220,577	減債基金積立金 23,206
										幸福の黄色いハンカチ基金積立金 197,371
										(財源振替)～ズリ山管理 (道支出金) 11,810 (一般財源) △11,810
06 情報化促進費	234,743	△120,591	114,152	△1,701		2,000	△120,890	12 委託料	△120,591	総合行政システム標準化移行委託料
										(財源振替)～情報化促進 (その他) 2,000 (一般財源) △2,000
										(財源振替)～総合行政システム管理 (国庫支出金) 8,059 (一般財源) △8,059
計	961,556	150,973	1,112,529	10,109	0	199,371	△58,507			

(款) 02 総務費
(項) 05 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
01 選挙管理委員会費	8,656	880	7,776	880				12 委託料	880	名簿管理システム構築委託料
計	8,656	880	7,776	880	0	0	0			

(款) 02 総務費
(項) 06 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 諸統計費	955	495	1,450	495				01 報酬	495	調査員
計	7,073	495	7,568	495	0	0	0			

(款) 03 民生費
(項) 01 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 社会福祉 総務費	971,764	△56,884	914,880	△439			△56,445	27 繰出金	△56,884	国民健康保険事業会計繰出金 5,552 介護保険事業会計繰出金 △51,405 後期高齢者医療事業会計繰出 金 △11,031
07 市民活動 費	116,207	0	116,207			200	△200			(財源振替)～交通問題対策 (その他) 200 (一般財源) △200
計	2,004,065	△56,884	1,947,181	△439	0	200	△56,645			

(款) 03 民生費
(項) 02 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
01 児童福祉 総務費	82,996	0	82,996	152	6,700	△2,287	△4,565		(財源振替)～保育協会運営費補助 (地方債) 6,700 (その他) △2,287 (一般財源) △4,413 (財源振替)～人件費(児童福祉総 務費) (国庫支出金) 152 (一般財源) △152	
02 児童措置 費	211,709	0	211,709	27			△27		(財源振替)～児童手当給付 (国庫支出金) 27 (一般財源) △27	
計	322,565	0	322,565	179	6,700	△2,287	△4,592			

(款) 03 民生費
(項) 03 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 扶助費	437,844	0	437,844	4,084			△4,084		(財源振替)～生活扶助費 (国庫支出金) 4,084 (一般財源) △4,084	
計	465,398	0	465,398	4,084	0	0	△4,084			

(款) 04 衛生費
(項) 01 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 保健衛生 総務費	352,304	225	352,529	225				27 繰出金	225	疾病予防対策事業費等繰出金
02 予防費	66,968	494	67,462	494				12 委託料	310	健康管理システム改修委託料
								17 備品購入 費	184	パソコン
04 墓地葬斎 苑費	17,034	0	17,034	1,800			△1,800			(財源振替)～墓地葬斎苑管理 (道支出金) 1,800 (一般財源) △1,800
計	538,536	719	539,255	2,519	0	0	△1,800			

(款) 05 農林業費
(項) 01 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 農業振興費	42,294	0	42,294						(財源振替)～農業振興対策連携事業 (その他) まち・ひと・しごと創生寄附金 △4,997 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 4,997	
計	63,609	0	63,609	0	0	0	0			

(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 除雪費	149,941	18,114	168,055				18,114	10 需用費	1,434	燃料費
								12 委託料	16,680	除雪委託料
計	509,178	18,114	527,292	0	0	0	18,114			

(款) 07 土木費
(項) 04 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
03 住宅建設費	246,568	0	246,568		△2,700		2,700		(財源振替)～市営住宅再編事業 (地方債) △2,700 (一般財源) 2,700	
計	462,119	0	462,119	0	△2,700	0	2,700			

(款) 09 教育費
(項) 01 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
04 一般管理費	66,444	2,850	69,294				2,850	10 需用費	2,850	消耗品費
計	171,830	2,850	174,680	0	0	0	2,850			

(款) 09 教育費
 (項) 05 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 体育施設費	56,341	317	56,658			317		12 委託料	317	立木伐採業務委託料
計	64,124	317	64,441	0	0	317	0			

(款) 10 公債費
(項) 01 公債費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
02 利子	180,398	31,933	148,465				31,933	22 償還金 利子及び割 引料	31,933	起債利子
計	3,627,394	31,933	3,595,461	0	0	0	31,933			

(款) 11 諸支出金
 (項) 01 過年度過誤納還付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 過年度過誤納還付金	60,191	100	60,291				100	22 償還金 利子及び 割引料	100	低所得子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費等補助金 過年度過誤納還付金
計	60,191	100	60,291	0	0	0	100			

議案第9号

令和6年度

夕張市国民健康保険事業会計補正予算

(第2号)

令和6年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 474千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,152,389千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険料		156,711	5,552	151,159
	01 国民健康保険料	156,711	5,552	151,159
05 繰入金		109,258	6,026	115,284
	01 他会計繰入金	108,219	5,777	113,996
	02 基金繰入金	1,039	249	1,288
歳入	合計	1,151,915	474	1,152,389

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
07 諸 支 出 金		2,305	474	2,779
	01 過 年 度 過 誤 納 還 付 金	1,491	474	1,965
歳 出	合 計	1,151,915	474	1,152,389

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 国民健康保険料	156,711	5,552	151,159
05 繰入金	109,258	6,026	115,284
歳入合計	1,151,915	474	1,152,389

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
03 国民健康保険事業費納付金	242,712	0	242,712			5,552	5,552
07 諸支出金	2,305	474	2,779				474
歳出合計	1,151,915	474	1,152,389	0	0	5,552	6,026

2 歳 入

(款) 01 国民健康保険料
(項) 01 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般被保険者国民健康保険料	156,708	5,552	151,156	01 現年度分	5,552	医療給付費分 4,120 介護納付金分 348 後期高齢者支援金分 1,084
計	156,711	5,552	151,159			

(款) 05 繰入金
 (項) 01 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般会計繰入金	108,219	5,777	113,996	01 保険基盤安定繰入金	5,552	保険基盤安定繰入金 4,020 保険者支援分基盤安定繰入金 1,396 産前産後保険料繰入金 136
				05 その他繰入金	225	疾病予防対策事業費等繰入金
計	108,219	5,777	113,996			

01 国民健康保険料, 05 繰入金

(款) 05 繰入金
(項) 02 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 国民健康保険準備基金繰入金	1,039	249	1,288	01 国民健康保険準備基金繰入金	249	
計	1,039	249	1,288			

3 歳 出

(款) 03 国民健康保険事業費納付金
(項) 01 国民健康保険事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 医療給付費分	174,406	0	174,406			△4,120	4,120		(財源振替)～医療給付費分 (その他) △4,120 (一般財源) 4,120	
02 後期高齢者支援金等分	50,273	0	50,273			△1,084	1,084		(財源振替)～後期高齢者支援金等分 (その他) △1,084 (一般財源) 1,084	
03 介護納付金分	18,033	0	18,033			△348	348		(財源振替)～介護納付金分 (その他) △348 (一般財源) 348	
計	242,712	0	242,712	0	0	△5,552	5,552			

03 国民健康保険事業費納付金

(款) 07 諸支出金
(項) 01 過年度過誤納還付金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
01 過年度過誤納還付金	1,490	474	1,964				474	22 償還金 子及び割 引料	474 保険給付費等交付金普通交付 金過年度過誤納還付金 328 特別調整交付金過年度過誤納 還付金 36 保険者努力支援分過年度過誤 納還付金 110	
計	1,491	474	1,965	0	0	0	474			

議案第10号

令和6年度

夕張市介護保険事業会計補正予算

(第3号)

令和6年度夕張市介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,405 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,838,198 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 繰入金		514,512	51,405	463,107
	01 他会計繰入金	352,037	51,405	300,632
歳入	合計	1,889,603	51,405	1,838,198

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
0 1 総 務 費		1 2 2 , 6 5 4	5 1 , 4 0 5	7 1 , 2 4 9
	0 1 総 務 管 理 費	1 1 3 , 7 1 7	5 1 , 4 0 5	6 2 , 3 1 2
歳 出	合 計	1 , 8 8 9 , 6 0 3	5 1 , 4 0 5	1 , 8 3 8 , 1 9 8

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
05 繰入金	514,512	51,405	463,107
歳入合計	1,889,603	51,405	1,838,198

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
01 総務費	122,654	51,405	71,249				51,405
歳出合計	1,889,603	51,405	1,838,198	0	0	0	51,405

2 歳 入

(款) 05 繰入金
(項) 01 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般会計繰入金	352,037	51,405	300,632	02 職員給与費等繰入金	51,405	
計	352,037	51,405	300,632			

3 歳 出

(款) 01 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
01 一般管理費	113,717	51,405	62,312				51,405	12 委託料	51,405	介護保険システム改修委託料 7,739 業務システム標準化委託料 43,666
計	113,717	51,405	62,312	0	0	0	51,405			

議案第11号

令和6年度

夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算

(第2号)

令和6年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,031 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 228,659 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日 提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02 繰入金		93,783	11,031	82,752
	01 他会計繰入金	93,783	11,031	82,752
歳入	合計	239,690	11,031	228,659

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
01 総 務 費		29,000	11,031	17,969
	01 総 務 管 理 費	28,576	11,031	17,545
歳 出	合 計	239,690	11,031	228,659

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
02 繰入金	93,783	11,031	82,752
歳入合計	239,690	11,031	228,659

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
01 総務費	29,000	11,031	17,969				11,031
歳出合計	239,690	11,031	228,659	0	0	0	11,031

2 歳 入

(款) 02 繰入金
(項) 01 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01 一般会計繰入金	93,783	11,031	82,752	01 事務費繰入金	11,031	
計	93,783	11,031	82,752			

3 歳 出

(款) 01 総務費

(項) 01 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
01 一般管理費	28,576	11,031	17,545				11,031	12 委託料	11,031	業務システム標準化委託料
計	28,576	11,031	17,545	0	0	0	11,031			

議案第12号

令和6年度

夕張市水道事業会計補正予算

(第2号)

令和6年度夕張市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度夕張市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前 の 額）	（補 正 額）	（ 計 ）
		支 出	
第1款水道事業費	462,732千円	1,700千円	464,432千円
第2項営業外費用	23,932千円	1,700千円	25,632千円

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚 谷 司

(1) 令和6年度夕張市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支

出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	計	節		説明
							区分	金額	
1	水道事業費		462,732	1,700	0	464,432			
	2	営業外費用	23,932	1,700	0	25,632			
		2 消費税及び地方消費税	10,613	1,700	0	12,313	消費税及び地方消費税	1,700	

議案第13号

令和6年度

夕張市公共下水道事業会計補正予算
(第1号)

令和6年度夕張市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度夕張市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 下水道事業収益	248,174 千円	865 千円	249,039 千円
第2項 営業外収益	206,714 千円	865 千円	207,579 千円
	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	252,395 千円	3,014 千円	255,409 千円
第1項 営業費用	241,642 千円	2,051 千円	243,693 千円
第2項 営業外費用	5,349 千円	963 千円	6,312 千円

令和7年3月5日 提出

夕張市長 厚 谷 司

令和6年度夕張市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	備考	
1	下水道事業収益		248,174	865	249,039				
2	営業外収益		206,714	865	207,579			金融及び財務活動に伴う収益その他営業活動以外の原因から生じる収益	
		4	長期前受金戻入	65,011	865	65,876			固定資産の減価償却又は除却に伴い、その取得に係る財源を減価償却等の見合分につき収益化したもの
							長期前受金戻入	865	

支出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	備考		
1	下水道事業費用		252,395	3,014	255,409					
1	営業費用		241,642	2,051	243,693					
		3	総係費	48,013	211	48,224			事業活動の全般に関連する費用	
								賞与引当金繰入額	115	賞与引当金として計上するための繰入額
								法定福利費引当金繰入額	6	法定福利費引当金として計上するための繰入額
								貸倒引当金繰入額	90	貸倒引当金として計上するための繰入額
		9	資産減耗費	0	1,840	1,840				
						固定資産除却費	1,840	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費		
2	営業外費用		5,349	963	6,312				金融及び財務活動に伴う費用及び固有の事業活動に係る費用以外の費用	
		2	消費税	1,000	963	1,963				
							消費税	963	当年度の消費税納税額	

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△4,790,000
	減価償却費	128,411,000
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100,000
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,154,000
	法定福利費引当金の増加額	433,000
	長期前受金戻入額	△65,876,000
	支払利息	4,299,000
	有形固定資産売却損益 (△は益)	
	未収金の増減額 (△は増加)	△88,000
	小計	66,483,000
	利息の支払額	△4,299,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	62,184,000
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△20,455,000
	補助金等による収入	10,000,000
	一般会計繰入金による収入	2,200,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,255,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	29,500,000
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債償還による支出	△83,626,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△54,126,000
	資金増加額 (又は減少額)	△197,000
	資金期首残高	63,873,653
	資金期末残高	63,676,653

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定貸借対照表（当年度分）

（令和7年3月31日）

資 産 の 部

1	固 定 資 産				
	(1) 有 形 固 定 資 産	円	円	円	円
	イ 土 地		69,518,580		
	ロ 建 物	407,997,010			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△17,625,000</u>	390,372,010		
	ハ 構 築 物	2,455,764,507			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△98,836,000</u>	2,356,928,507		
	ニ 機 械 及 び 装 置	215,698,739			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△11,950,000</u>	203,748,739		
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	23,688			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>0</u>	23,688		
	有 形 固 定 資 産 合 計			3,020,591,524	
	固 定 資 産 合 計				3,020,591,524
2	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			63,676,653	
	(2) 未 収 金		16,236,669		
	(3) 貸 倒 引 当 金		<u>△100,000</u>	16,136,669	
	流 動 資 産 合 計				<u>79,813,322</u>
	資 産 合 計				<u><u>3,100,404,846</u></u>

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良等の財源に充てるため の企業債	202,807,239		
	企業債合計		<u>202,807,239</u>	
	固定負債合計			202,807,239
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良等の財源に充てるため の企業債	63,193,409		
	企業債合計		63,193,409	
(2)	未払金		63,873,653	
イ	賞与引当金	2,154,000		
ロ	法定福利費引当金	<u>433,000</u>		
	引当金合計		2,587,000	
	流動負債合計			129,654,062
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		1,542,593,846	
(2)	長期前受金収益化累計額		<u>△65,876,000</u>	
	繰延収益合計			<u>1,476,717,846</u>
	負債合計			<u><u>1,809,179,147</u></u>

—6—
資 本 の 部

6 資 本 金			1,261,256,409
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	<u>34,759,290</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		34,759,290	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>4,790,000</u>		
欠 損 金 合 計		<u>4,790,000</u>	
剰 余 金 合 計			<u>29,969,290</u>
資 本 合 計			<u>1,291,225,699</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>3,100,404,846</u></u>

令和6年度夕張市公共下水道事業会計予定損益計算書（当年度分）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：円）

1	営業収益			
(1)	下水道使用料	36,880,000		
(2)	その他営業収益	<u>893,000</u>	37,773,000	
2	営業費用			
(1)	管渠費	4,831,000		
(2)	処理場費	54,461,000		
(3)	総係費	46,523,000		
(4)	減価償却費	128,411,000		
(5)	その他営業費用	<u>0</u>	<u>236,066,000</u>	
	営業損失			198,293,000
3	営業外収益			
(1)	他会計補助金	141,703,000		
(2)	長期前受金戻入	65,876,000		
(3)	雑収益	<u>0</u>	207,579,000	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	4,299,000		
(2)	雑支出	<u>4,423,000</u>	<u>8,722,000</u>	<u>198,857,000</u>
	経常利益			564,000
5	特別損失			
(1)	その他特別損失	<u>5,354,000</u>	<u>5,354,000</u>	<u>△5,354,000</u>
	当年度純損失			<u>4,790,000</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>4,790,000</u></u>

議案第14号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次
のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(夕張市行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 夕張市行政不服審査会条例(平成28年条例第3号)の一部を次のよう
に改正する。

第4条第4項中「第3条」を「前条」に改める。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(夕張市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 夕張市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号)の一部を次の
ように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(夕張市職員給与条例の一部改正)

第3条 夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正
する。

第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第5項第
1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(恩給条例の一部改正)

第4条 恩給条例（昭和24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第21条第1項及び第2項中「第22条」を「次条」に改める。

第23条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第28条第1項第2号本文中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改める。

第38条の2第2項中「第38条」を「前条」に改める。

第44条第1項第1号中「第2号」を「次号」に改める。

第46条第1項本文中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改める。

（退職手当支給条例の一部改正）

第5条 退職手当支給条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「同項」を「前項」に改める。

第9条の2第1項から第3項までの規定中「第9条」を「前条」に改める。

第15条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第8項中「第16条」を「次条」に改める。

第16条の見出し及び同条第1項第1号並びに第17条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

（夕張市消防団条例の一部改正）

第6条 夕張市消防団条例（昭和25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第7条 夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和39年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日に施行され、禁錮刑及び懲役刑が拘禁刑に改められることから、本案のとおり改正条例を定めようとするものである。

議案第15号

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和44年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第5条第2項第3号中「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に改める。

第6条第1項中「その他市長が規則で定める者」の次に「（次条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第6条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第6条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4

月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。) において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 6 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)」の改正及び令和 6 年に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」に基づき、時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第16号

夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

夕張市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正により参照条文の条ずれが生じるため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第17号

夕張市職員給与条例の一部改正について

夕張市職員給与条例の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市職員給与条例の一部を改正する条例

夕張市職員給与条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「前条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第14条第1項第2号中「第12条第2項第3号若しくは第5号」を「第12条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号中「配偶者、」を削る。

第16条の2第1項中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を削り、同条第2項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第26条第1項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削る。

別表第1を別紙のように改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において夕張市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第13条の規定の適用については、同条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」

と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

令和6年人事院勧告に基づく扶養手当の制度改正、定年前再任用短時間勤務職員に対する住居手当及び寒冷地手当の支給並びに給料表の切替を行うため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300

24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500

50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	

76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			

	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用		192,000	219,500	260,000			

短時間 勤務職 員							
-----------------	--	--	--	--	--	--	--

附則別表 号俸の切替表

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20

33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55

68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			

103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			

議案第18号

夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正
について

夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を次の
とおり改正する。

令和7年3月5日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を
改正する条例

夕張市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年条
例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

長期継続契約の契約期間について商習慣等に則った運用を可能とするため、
本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 19 号

夕張市老人生きがいセンター設置条例の廃止について

夕張市老人生きがいセンター設置条例を次のとおり廃止する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市老人生きがいセンター設置条例を廃止する条例

夕張市老人生きがいセンター設置条例(昭和 56 年条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

施設の老朽化等により今後の活用が見込めないことから、条例を廃止しようとするものである。

議案第 20 号

夕張市国民健康保険条例の一部改正について

夕張市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市国民健康保険条例の一部を改正する条例

夕張市国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「100 分の 6.82」を「100 分の 7.17」に改める。

第 14 条の 6 中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 14 条の 6 の 5 第 1 号中「100 分の 2.30」を「100 分の 2.38」に改め、同条第 2 号中「8,300 円」を「8,400 円」に改め、同条第 3 号中「8,600 円」を「8,700 円」に改める。

第 14 条の 6 の 9 中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 14 条の 11 第 1 号中「100 分の 1.85」を「100 分の 1.88」に改める。

第 21 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改め、同条第 2 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 21 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 2 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 6 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の夕張市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を図るとともに、国民健康保険料必要見込額との関連により保険料率を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 21 号

夕張市共同浴場設置条例の一部改正について

夕張市共同浴場設置条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市共同浴場設置条例の一部を改正する条例

夕張市共同浴場設置条例（昭和 55 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表宮前町浴場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市営住宅の再編等に伴い、設置目的の達成が図られたことから、宮前町浴場を廃止するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 22 号

夕張市営住宅条例の一部改正について

夕張市営住宅条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市営住宅条例の一部を改正する条例

夕張市営住宅条例（平成 10 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市公営住宅の表中

「

南清水沢 4 丁目 82 番地 10	50	簡易耐火 2 階建	3	24	2DK7 戸・3DK17 戸
--------------------	----	-----------	---	----	----------------

」を

「

南清水沢 4 丁目 82 番地 10	50	簡易耐火 2 階建	1	8	2DK2 戸・3DK6 戸
--------------------	----	-----------	---	---	---------------

」に、

「

紅葉山 489 番地	46	簡易耐火平屋建	1	6	2DK6 戸
紅葉山 501 番地	47	簡易耐火平屋建	2	12	2DK7 戸・3DK5 戸
紅葉山 502 番地	48	簡易耐火平屋建	4	22	2DK16 戸・3DK6 戸

」を

「

紅葉山 501 番地	47	簡易耐火平屋建	1	6	2DK1 戸・3DK5 戸
紅葉山 502 番地	48	簡易耐火平屋建	4	22	2DK16 戸・3DK6 戸

」に改め、

同表 2 改良住宅の表中

「

清水沢清陵町	50	簡易耐火 2 階建	7	34	20,500
		耐火 3 階建	4	72	20,500

」を

清水沢清陵町	50	簡易耐火 2 階建	6	29	20,500	
		耐火 3 階建	4	72	20,500	

」に、

紅葉山 243 番地	44	簡易耐火 2 階建	5	21	8,000	
	45	簡易耐火 2 階建	1	4	8,000	

」を

紅葉山 243 番地	44	簡易耐火 2 階建	2	8	8,000	
	45	簡易耐火 2 階建	1	4	8,000	

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

住宅の除却に伴い管理戸数を改めるため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 23 号

夕張市都市公園条例の全部改正について

夕張市都市公園条例の全部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市都市公園条例

夕張市都市公園条例（昭和 44 年条例第 15 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公園及び公園施設の設置基準等（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 公園の管理（第 6 条―第 17 条）

第 4 章 使用料（第 18 条―第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条―第 27 条）

第 6 章 罰則（第 28 条―第 30 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、夕張市都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 公園及び公園施設の設置基準等

（住民 1 人当たりの公園の敷地面積の標準）

第 3 条 市の区域内の公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第4条 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
 - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。

(公園施設の設置基準)

第5条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文及び第1項の規定により認められる建築面積を

超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文及び第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文及び第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第3章 公園の管理

(行為の制限)

第6条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興業を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第7条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第8条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為であつて特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、市長が公園管理上特に必要と認めて禁止する事項

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設の利用等)

第10条 市が管理する公園施設のうち有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、有料公園施設について当該施設の管理のため必要な範囲内で条件を付して利用させ、又は特に必要があると認めるときは、これを利用させないことができる。
- 3 この条例に定めるもののほか、有料公園施設の利用の期間及び時間その他管理について必要な事項は、市長が別に定める。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第11条 法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、設置又は管理の目的及び期間、公園の施設の構造及び管理の方法その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(公園の占用許可)

第12条 法第6条第2項の規定により、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有しようとするときは、同法に定める事項のほか、占有物件の管理の方法、公園の復旧方法その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の変更)

第13条 前2条の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第14条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第15条 公園施設の設置若しくは公園の占有の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(権利の譲渡禁止等)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められる行為をしている者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第4章 使用料

(使用料)

第18条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の前納)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を前納させることができる。

(使用料の減免)

第20条 市長は、公益上その他特別な理由があるとき、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第21条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第5章 雑則

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

- (4) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地又は物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第 23 条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第 24 条 第 6 条から第 22 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の代行等)

第 25 条 市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公園の全部又は一部の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 公園(公園の一部の管理を行わせる場合は、その部分に限る。)の維持及び管理

(2) 公園を使用に供すること

(3) 公園の設置目的を達成するために必要な事業の計画及び実施

(4) 次に掲げる処分に関すること

ア 第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 10 条の許可

イ 第 8 条ただし書の承認(アの許可に係る行為に関する承認に限る。)

(5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における第 9 条及び第 19 条の規定の適用については、第 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 19 条中「市長」とあるのは「市長(第 4 号に該当する場合において必要な措置を命じた者が指定管理者であるときは、指定管理者)」とする。

4 前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により指定管理者に第 2 項第 4 号

に掲げる業務を行わせる場合における第6条、第10条及び第18条第1項の規定の適用については、第6条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条第1項中「市長」とあるのは「市長（この条例の規定による許可又は承認が第25条第2項第4号アの許可又は同号イの承認である場合にあっては、指定管理者）」とする。

（利用料金の収受等）

第26条 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、同条第2項第4号の業務を行う指定管理者に第6条第1項、第3項及び第10条の許可に係る行為についての料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表第2の規定による使用料の額を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による使用料の額を基準として市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

(1) 第6条第1項又は第3項(第24条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第6条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第8条(第24条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第8条各号に掲げる行為をした者

(3) 第18条第1項又は第2項(第24条において、これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第29条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の夕張市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(提案理由)

都市公園法及び「夕張市緑・公園づくり基本構想（夕張市緑の基本計画）」に定める都市公園の管理方針に基づき、適切な公園管理の実現を目的として、本案のとおり条例の全部を改正しようとするものである。

別表第1（第10条関係）

公園名称	有料公園施設
石炭の歴史村公園	ファミリーキャンプ場
平和運動公園	第1球技場
	第2球技場
	陸上競技場
	多目的運動広場
	野球場

別表第2（第16条関係）

1 法第5条第1項に掲げる場合

行為	使用料	
	単位	金額
公園施設を設置する場合	1 m ² 1月につき	市長が別に定める。
公園施設を管理する場合	1か所 1月につき	市長が別に定める。

2 法第6条第1項及び第3項に掲げる場合

占用区分	使用料	
	単位	金額
電柱	1本1年につき	1,500円
電線	1m1年につき	200円
水道、ガス管	1m1年につき 外径0.4m未満のもの	190円
	1m1年につき 外径0.4m以上 1.0m未満のもの	480円
	1m1年につき 外径1.0m以上のもの	950円
標識	1か所1月につき	1,100円
上記以外の工作物、物件又は施設	1 m ² 1日につき	40円

	1本又は1個1年につき	360円
	1m1年につき	90円

3 第6条第1項各号に掲げる場合

行為	使用料	
	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1㎡1日につき	100円
業として写真を撮影すること	1日につき	170円
業として映画を撮影すること	1日につき	10,300円
興行を行うこと	1㎡1日につき	550円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	100㎡1日につき	100円

4 有料公園施設を利用する場合

区分			使用料	
			単位	金額
ファミリーキャンプ場	ファミリーキャンプ場入場料	大人	1人1日につき	1,000円
		小学生以下	1人1日につき	500円
	キャンプサイト使用料	A・Bサイト	1サイト1日につき	4,000円
		Cサイト	1サイト1日につき	3,000円
平和運動公園			市長が別に定める。	

備考

- 1 占有面積1㎡未満又は長さ1m未満の端数は、それぞれ1㎡又は1mとして計算する。
- 2 月額をもって定めるものについては、占有期間が16日以上ときは1月分、15日以内ときは1月分の半額とする。
- 3 年額をもって定めるものについては、占有期間が端数の月を生じたときはその分を月割りで計算する。

議案第 24 号

夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和 39 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

階級	勤続年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の夕張市非常勤消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、シニア層の活躍を推進するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 25 号

岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

夕張市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、岩見沢市との間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

定住自立圏の形成に関する協定書

岩 見 沢 市

夕 張 市

定住自立圏の形成に関する協定

岩見沢市（以下「甲」という。）と夕張市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する中心市宣言を公表した甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に係る政策分野（別表1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表2）
- （3）資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野（別表3）

（事務執行にあたっての連携及び分担）

第4条 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行にあたるものとする。

- 2 甲及び乙は、別表1から別表3に定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか、必要な費用が生じた場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により、必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに別表1から別表3及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、予め議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、予め議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して、2年を経過した日にその効力を失う。但し、この協定の効力を失う日を、甲乙同意のうえ、別に定めたときは、この限りではない。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市長 松野 哲

乙 夕張市本町4丁目2番地

夕張市長 厚谷 司

別表Ⅰ〔第3条(1)〕

生活機能の強化に係る政策分野

Ⅰ 医療

救急医療体制	取組内容	圏域住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日・夜間及び専門医の救急医療体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、救急医療体制の確保に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
地域医療	取組内容	圏域の医療体制の充実を図るため、地域医療の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域医療の推進に向けて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の医療分野	取組内容	医療に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、医療に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

Ⅱ 福祉

障がい者福祉	取組内容	障がい者福祉に関する相談や地域支援体制の整備など、障がい者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、障がい者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
高齢者福祉	取組内容	高齢者や介護に関する相談や地域支援体制の整備など、高齢者福祉の充実に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、高齢者福祉の充実に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

その他の福祉分野	取組内容	福祉に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、福祉に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 教育

学校教育	取組内容	児童生徒の個性を伸ばすことや学力向上、児童生徒に提供する教育環境の整備など、学校教育の推進について取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、学校教育の推進に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
生涯学習・社会教育	取組内容	スポーツや芸術・文化活動を通じた生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習・社会教育の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生涯学習・社会教育を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の教育分野	取組内容	教育に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、教育に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 土地利用

土地利用	取組内容	地域特性を活かした都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、都市機能の集約と役割分担並びに土地の有効利用に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 産業振興

農業	取組内容	圏域の基幹産業である農業の振興に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、農業振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
商工・雇用	取組内容	圏域における地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域経済の活性化と雇用促進・人材確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
観光	取組内容	地域資源を活かした観光振興と物産振興に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、観光振興と物産振興に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の産業振興分野	取組内容	産業振興に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、産業振興に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 環境

環境・衛生	取組内容	脱炭素社会の構築に向けた CO2 の削減やエネルギー対策、環境衛生施設の効率化など、環境・衛生事業の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境・衛生事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

廃棄物対策	取組内容	廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、廃棄物対策に係る事業に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
その他の環境分野	取組内容	環境に関するその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、環境に関するその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

7 防災

防災	取組内容	防災教育や訓練を通じた地域防災力の向上と、災害時における防災体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地域防災力の向上と防災体制の整備に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
消防	取組内容	住民の安全を守る体制を確保するため、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、消防施設等の効率的な運用と適切な消防活動を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

8 生活機能の強化に係るその他の分野

生活機能の強化に係るその他の連携	取組内容	生活機能の強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、生活機能の強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表2〔第3条(2)〕

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

地域公共交通	取組内容	圏域内の移動手段として、地域公共交通の維持・確保や利用促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・交通事業者と連携し、公共交通の維持・確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 デジタル・ディバイドの解消に向けたインフラ整備

ICTインフラ	取組内容	住民サービスのために必要なICT環境の整備と利活用の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、ICT環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、ICT環境の整備と利活用に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 道路等の交通インフラの整備

道路インフラ	取組内容	効率的な交通ネットワークの形成など、圏域内の円滑な道路交通の確保に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・事業者と連携し、円滑な道路交通の確保に向けた取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

地産地消	取組内容	生産者と消費者との相互理解や地場産農産物の消費拡大など、地場産品の振興と地産地消の推進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、地場産品の振興と地産地消を推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 地域内外の住民との交流・移住促進

移住	取組内容	圏域に住民が住み続けるための安定した人口を確保するため、圏域外からの移住促進に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、移住促進の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。
域内外交流	取組内容	定住自立圏の取組の圏域内への浸透を図ることで、域内交流を促進するとともに、圏域の魅力や行政情報・暮らしの情報の域外発信により、交流・関係人口の創出に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、域内外交流の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 結びつきやネットワークの強化に係るその他の分野

結びつきやネットワークの強化に係るその他の連携	取組内容	結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、結びつきやネットワークの強化に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

別表3〔第3条(3)〕

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

1 人材の育成

人材育成	取組内容	住民や企業、学生によるまちづくり活動や地域活動を促進するため、まちづくりに関わる人材の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、まちづくりに関わる人材育成の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

2 外部からの行政及び民間人材の活用

外部人材の活用	取組内容	民間企業等経験者の活用や国・北海道との人事交流を通じて、まちづくりに関わる人材及び専門人材の確保と行政職員の政策能力の醸成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、外部人材活用の取組みを推進するとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

3 圏域内市町村の職員等の交流

職員研修	取組内容	行政に必要な知識の習得と資質向上を図るとともに、多様な視点で政策形成できる職員の育成に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、職員の育成に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

4 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等

公共施設	取組内容	公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置の調査検討並びに複数市町に跨る公共施設の集約化・共同利用等に向けて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、公共施設の最適配置の調査検討並びに公共施設の集約化・共同利用等に向けた取組みをすすめるとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

5 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施

事務の共同実施	取組内容	人材をはじめとする地域資源の効率的な活用を図るため、必要な事務の共同実施に取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関と連携し、必要な事務の共同実施に取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

6 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の分野

資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他の連携	取組内容	資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、甲乙連携の下、必要に応じて取り組む。
	甲の役割	乙や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、中心市として必要な企画や事業の実施、乙との情報の共有に取り組む。
	乙の役割	甲や関係機関・団体と連携し、資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係るその他のことについて、必要に応じて取り組むとともに、甲の実施する企画や事業並びに情報共有に協働して取り組む。

議案第 26 号
指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

公の施設の名称 夕張市千代田コミュニティセンター

指定管理者となる団体の名称及び代表者
千代田コミュニティセンター運営委員会
委員長 二ノ神 敏明

指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市千代田コミュニティセンターの管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 27 号
指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

公の施設名	指定管理者となる団体名称及び代表者	指定の期間
夕張市鹿の谷生活館	鹿の谷生活館運営委員会 会長 細川 啓二	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市富野生活館	富野町内会 会長 山橋 伸夫	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市清水沢生活館	清水沢生活館運営委員会 委員長 北島 嗣之	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市清栄生活館	清栄生活館運営委員会 委員長 佐藤 真奈美	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市南清水沢生活館	南清水沢生活館運営委員会 委員長 仁杉 照夫	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市清陵町さわやかホール	清陵町さわやかホール管理運営委員会 委員長 伊藤 博治	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
夕張市紅葉山会館	紅葉山会館運営委員会 委員長 多喜 雄基	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
夕張市滝の上生活館	滝ノ上町内会 会長 青山 政雄	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日

(提案理由)

生活館等の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 28 号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 公の施設の名称 夕張市営球場
- 2 指定管理者となる団体の名称及び代表者
夕張軟式野球連盟 会長 角田 浩晃
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

夕張市営球場の管理について、指定管理者により行うため、本案のとおり指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 29 号

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

夕張市議会 議会運営委員会委員長 工 藤 政 則

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

夕張市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 21 条において」に改め、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項右欄中「第 21 条」を「第 20 条」に、「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に改め、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 49 条において」を削る。

第 28 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 49 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章

及び第 49 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 49 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条から第 55 条までの改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 附則第 1 項ただし書きに規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）により、引用する条に繰下げが生じるため、また、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されるため、文言整理も含め、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 30 号
損害賠償額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

- 1 損害賠償の額 713,086 円
- 2 損害賠償の相手方 夕張市 個人

(提案理由)

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

報告第1号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和7年3月5日提出

夕張市議会議長 大山修二

夕 監 第 57 号
令和 6 年 12 月 26 日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第 1 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 10 号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和 6 年度 11 月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和 6 年 12 月 26 日 (木)
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されている。



第1号表

各会計現金出納調

(令和6年11月29日現在)

令和6年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	4,882,848,784	887,346,100	5,770,194,884	4,765,677,683	322,049,358	5,087,727,041	682,467,843
歳入金	4,652,848,784	1,237,346,100	5,890,194,884				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	230,000,000	△ 350,000,000	△ 120,000,000				
国民健康保険事業会計	519,243,061	107,324,856	626,567,917	516,218,787	89,594,256	605,813,043	20,754,874
歳入金	459,243,061	67,324,856	526,567,917				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	60,000,000	40,000,000	100,000,000				
市場事業会計	2,217	0	2,217	61	0	61	2,156
歳入金	2,217	0	2,217				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	900,109,166	96,557,840	996,667,006	777,017,033	122,147,108	899,164,141	97,502,865
歳入金	900,109,166	96,557,840	996,667,006				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	71,913,900	30,416,100	102,330,000	68,943,707	23,019,138	91,962,845	10,367,155
歳入金	61,913,900	20,416,100	82,330,000				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	10,000,000	20,000,000				
歳入歳出外	245,146,938	21,663,711	266,810,649	188,541,888	20,489,163	209,031,051	57,779,598
歳入金	245,146,938	21,663,711	266,810,649				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	6,619,264,066	1,143,308,607	7,762,572,673	6,316,399,159	577,299,023	6,893,698,182	868,874,491
歳入金	6,319,264,066	1,443,308,607	7,762,572,673				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	300,000,000	△ 300,000,000	0				

第2号表

現金保管調

(令和6年11月29日現在)

令和6年度

(単位:円)

種別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び歳入歳出外現金	868,874,491	0	868,874,491
基金に属する現金	6,680,458,066	1,230,000,000	7,910,458,066

第3号表

一時運用金調

(令和6年11月29日現在)

令和6年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	60,000,000	40,000,000	0	100,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	10,000,000	10,000,000	0	20,000,000
財政調整基金	一般会計	300,000,000	0	300,000,000	0

第4号表

基金出納調

(令和6年11月29日現在)

令和6年度

(単位:円)

種別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		取 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,676,440,564	300,015,616	0	3,976,456,180
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	263,212,395	0	0	263,212,395
夕張市奨学基金	24,501,910	0	0	24,501,910
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,762	0	0	5,779,762
夕張市減債基金	812,270,118	0	0	812,270,118
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュパロダム建設対策基金	12,019,097	0	0	12,019,097
夕張市介護給付費準備基金	311,544,165	0	0	311,544,165
夕張市子ども・文化振興基金	22,253,743	0	0	22,253,743
幸福の黄色いハンカチ基金	1,230,119,291	0	0	1,230,119,291
夕張市公設地方卸売市場管理基金	787,783	0	0	787,783
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	665,765,905	0	0	665,765,905
夕張市石勝線代替輸送確保基金	569,891,648	0	0	569,891,648
夕張市森林環境譲与税基金	15,853,961	0	0	15,853,961
合 計	7,610,442,450	300,015,616	0	7,910,458,066

一時借入金内訳調

(令和6年11月29日現在)

令和6年度

(単位:千円)

会計別	借入先	前月末借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計

令和6年11月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	335,632,838	23,025,559	358,658,397	
支出（還付）	531,833,188	5,515,339	537,348,527	
差 引	△ 196,200,350	17,510,220	△ 178,690,130	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	234,669,578			234,669,578

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

公 共 下 水 道 事 業 会 計

令和6年11月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	850,295,822	3,640,130	853,935,952	
支出（還付）	884,899,671	6,351,576	891,251,247	
差 引	△ 34,603,849	△ 2,711,446	△ 37,315,295	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	26,558,358			26,558,358

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第2号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和7年3月5日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕 監 第 1 号
令和7年1月30日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第1項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和6年度12月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和7年1月30日（木）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



第1号表

各会計現金出納調

(令和6年12月30日現在)

令和6年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	5,770,194,884	456,678,587	6,226,873,471	5,087,727,041	474,492,318	5,562,219,359	664,654,112
歳入金	5,890,194,884	556,678,587	6,446,873,471				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 120,000,000	△ 100,000,000	△ 220,000,000				
国民健康保険事業会計	626,567,917	130,314,788	756,882,705	605,813,043	135,019,001	740,832,044	16,050,661
歳入金	526,567,917	70,314,788	596,882,705				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	60,000,000	160,000,000				
市場事業会計	2,217	0	2,217	61	0	61	2,156
歳入金	2,217	0	2,217				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	996,667,006	69,541,610	1,066,208,616	899,164,141	128,696,821	1,027,860,962	38,347,654
歳入金	996,667,006	69,541,610	1,066,208,616				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	102,330,000	43,342,144	145,672,144	91,962,845	39,905,057	131,867,902	13,804,242
歳入金	82,330,000	3,342,144	85,672,144				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	20,000,000	40,000,000	60,000,000				
歳入歳出外	266,810,649	50,485,621	317,296,270	209,031,051	49,947,228	258,978,279	58,317,991
歳入金	266,810,649	50,485,621	317,296,270				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	7,762,572,673	750,362,750	8,512,935,423	6,893,698,182	828,060,425	7,721,758,607	791,176,816
歳入金	7,762,572,673	750,362,750	8,512,935,423				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和6年12月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	791,176,816	0	791,176,816
基金に属する現金	6,680,458,066	1,230,000,000	7,910,458,066

第3号表

一時運用金調

(令和6年12月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	100,000,000	60,000,000	0	160,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	20,000,000	40,000,000	0	60,000,000

第4号表

基金出納調

(令和6年12月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,976,456,180	0	0	3,976,456,180
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	263,212,395	0	0	263,212,395
夕張市奨学基金	24,501,910	0	0	24,501,910
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,762	0	0	5,779,762
夕張市減債基金	812,270,118	0	0	812,270,118
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュ-ハロダム建設対策基金	12,019,097	0	0	12,019,097
夕張市介護給付費準備基金	311,544,165	0	0	311,544,165
夕張市子ども・文化振興基金	22,253,743	0	0	22,253,743
幸福の黄色いハンカチ基金	1,230,119,291	0	0	1,230,119,291
夕張市公設地方卸売市場管理基金	787,783	0	0	787,783
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	665,765,905	0	0	665,765,905
夕張市石勝線代替輸送確保基金	569,891,648	0	0	569,891,648
夕張市森林環境譲与税基金	15,853,961	0	0	15,853,961
合 計	7,910,458,066	0	0	7,910,458,066

一時借入金内訳調

(令和6年12月30日現在)

令和6年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計
令和6年12月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	358,658,397	24,896,541	383,554,938	
支出（還付）	537,348,527	6,540,452	543,888,979	
差 引	△ 178,690,130	18,356,089	△ 160,334,041	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	253,025,667			253,025,667

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 ぶ る さ と	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

公 共 下 水 道 事 業 会 計
令和6年12月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	853,935,952	3,522,249	857,458,201	
支出（還付）	891,251,247	9,913,784	901,165,031	
差 引	△ 37,315,295	△ 6,391,535	△ 43,706,830	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	20,166,823			20,166,823

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 ぶ る さ と	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第3号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和7年3月5日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕 監 第 7 号
令和 7 年 2 月 27 日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第 1 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 10 号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、企業会計の現金出納【令和 6 年度 1 月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和 7 年 2 月 27 日 (木)
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致している。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されている。



第1号表

各会計現金出納調

(令和7年1月31日現在)

令和6年度

(単位: 円)

会計別	収 入			支 出			差引残高
	前月末累計残	本月の収入	本月末累計残	前月末累計残	本月の支出	本月末累計残	
一般会計	6,326,873,471	146,491,078	6,473,364,549	5,562,219,359	420,437,682	5,982,657,041	490,707,508
歳入金	6,446,873,471	246,491,078	6,693,364,549				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 120,000,000	△ 100,000,000	△ 220,000,000				
国民健康保険事業会計	696,882,705	120,580,792	817,463,497	740,832,044	47,549,841	788,381,885	29,081,612
歳入金	596,882,705	60,580,792	657,463,497				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	60,000,000	160,000,000				
市場事業会計	2,217	0	2,217	61	0	61	2,156
歳入金	2,217	0	2,217				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	1,066,208,616	96,177,300	1,162,385,916	1,027,860,962	117,862,321	1,145,723,283	16,662,633
歳入金	1,066,208,616	96,177,300	1,162,385,916				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
後期高齢者事業会計	105,672,144	59,998,456	165,670,600	131,867,902	21,812,189	153,680,091	11,990,509
歳入金	85,672,144	19,998,456	105,670,600				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	20,000,000	40,000,000	60,000,000				
歳入歳出外	317,296,270	28,791,273	346,087,543	258,978,279	25,486,653	284,464,932	61,622,611
歳入金	317,296,270	28,791,273	346,087,543				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	8,512,935,423	452,038,899	8,964,974,322	7,721,758,607	633,148,686	8,354,907,293	610,067,029
歳入金	8,512,935,423	452,038,899	8,964,974,322				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				

第2号表

現金保管調

(令和7年1月31日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行	合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	610,067,029	0	610,067,029
基金に属する現金	6,680,458,066	1,230,000,000	7,910,458,066

第3号表

一時運用金調

(令和7年1月31日現在)

令和6年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	100,000,000	60,000,000	0	160,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	20,000,000	40,000,000	0	60,000,000

第4号表

基金出納調

(令和7年1月31日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,976,456,180	0	0	3,976,456,180
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	263,212,395	0	0	263,212,395
夕張市奨学基金	24,501,910	0	0	24,501,910
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,762	0	0	5,779,762
夕張市減債基金	812,270,118	0	0	812,270,118
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュハロダム建設対策基金	12,019,097	0	0	12,019,097
夕張市介護給付費準備基金	311,544,165	0	0	311,544,165
夕張市子ども・文化振興基金	22,253,743	0	0	22,253,743
幸福の黄色いハンカチ基金	1,230,119,291	0	0	1,230,119,291
夕張市公設地方卸売市場管理基金	787,783	0	0	787,783
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	665,765,905	0	0	665,765,905
夕張市石勝線代替輸送確保基金	569,891,648	0	0	569,891,648
夕張市森林環境譲与税基金	15,853,961	0	0	15,853,961
合 計	7,910,458,066	0	0	7,910,458,066

一時借入金内訳調

(令和7年1月31日現在)

令和6年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水 道 事 業 会 計
令和7年1月31日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	383,554,938	20,548,756	404,103,694	
支出（還付）	543,888,979	37,710,295	581,599,274	
差 引	△ 160,334,041	△ 17,161,539	△ 177,495,580	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	235,864,128			235,864,128

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(単位：円)

(他会計)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

公共下水道事業会計

令和7年1月31日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先月末累計	本月分	本月末累計	備 考
収入（戻入）	857,458,201	3,722,971	861,181,172	
支出（還付）	901,165,031	6,728,605	907,893,636	
差 引	△ 43,706,830	△ 3,005,634	△ 46,712,464	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北洋銀行（普通）			合 計
金 額	17,161,189			17,161,189

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南空知ふるさと	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	100,000,000	0	0	100,000,000
合 計	100,000,000	0	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北洋銀行（暫定）	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第4号

定期監査の結果について

定期監査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和7年3月21日提出

夕張市議会議長 大山修二

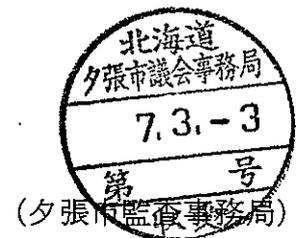
夕 監 第 14号
令和 7年 3月 3日

夕張市議会議長 大山 修二 様

夕張市監査委員 小林 尚文
夕張市監査委員 千葉 勝

令和6年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、市財務(令和5年度に行ったもの)に係わる定期監査を実施しましたので、その結果を夕張市監査基準第20条第1項に基づき、別添のとおり報告いたします。



令和 6 年度実施 定期監査報告

1. 監査の結果に関する報告

- (1) **監査基準の準拠** 本監査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項に準拠し実施した。
- (2) **監査等の種類** 地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査
- (3) **監査等の対象** 令和 5 年度における市の財務に関わる関係書類
- (4) **監査等の着眼点** 地方自治法、夕張市契約規則その他法令に適合して実施しているか、を主な着眼点とした。
- (5) **監査等の主な実施内容** 契約書類等の監査及び関係職員からの内容聴取
- (6) **監査等の実施場所及び日程**
- | | |
|------|---------------------------------|
| 実施場所 | 監査事務局 |
| 日 程 | 令和 6 年 9 月 15 日～令和 7 年 2 月 27 日 |
- (7) **監査等の結果**

今回実施した令和 6 年度定期監査において気付いた事項のうち、特に今回伝えるべきものを下記に記す。

なお、係ごとにまとめた指摘事項等の詳細は別添とする。

① 以下の例に示すとおり、事務処理上のケアレスミスが散見

- i) 起案時に契約方法（競争入札、随意契約）を示す際、根拠法令の記載誤り（条番号違い等）。
- ii) 夕張市契約規則第 19 条の 3（予定価格を記載した書面の省略）の解釈誤り。
- iii) 同規則第 35 条による検査調書、第 37 条による書面による受渡しがなされていない。
- iv) 地方自治法施行令第 143 条で示す会計年度所属区分どおりに会計年度を捉えていない。

② 長期継続契約に関する法令上の認識不足

- i) 夕張市長期継続契約ができる契約に関する条例が示す契約期間と、実際行った契約期間との不整合。（準備期間を契約期間に不算入としていた）
- ii) 起案で長期継続契約としながら、契約書上においては契約期間を単年度かつ自動継続可能とする条項を用いるなど、長期継続契約とは言い難い契約を締結している事例あり。（契約に自動継続可能な条項を入れる場合は、長期継続契約

ではなく事前に債務負担行為の設定が必要)

③ 補助事業のあり方

- i) 「特定団体へ助成」することを指定した市への寄付金に基づき実施する特定団体への助成が、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「地方自治体が補助をできる要件（公益上必要な場合）」に該当しうるのか疑問であり、当該寄附の受領を含め整理が必要。
- ii) 被補助者からの実施報告に基づき補助額の確定を行っていない事案あり。
- iii) 第三者への事業委託と補助との区別が不明確な事案あり。
- iv) 上記等に鑑みて、市が行う補助事業について、その効果、公益性等に照らした総点検を一度するべきものとする。

④ 総論

以上、職員においては、総じて過去の書類もしくは電子ファイルをそのままコピー&ペースト（いわゆるコピペ）してそのまま事務処理してしまうことが多く、決裁する側もそのチェックが正しくなされていないのではと思慮するところ。

今一度、事務を行う際に「何を根拠とすべきか」「それは法令のどこに記載されているのか」を常に確認する癖を職員個々に植え付けていただきたい、と申し上げる。

(8) その他必要と認める事項 なし

2. 監査の結果に関する報告に添える意見 なし

3. 監査の結果に関する報告に係る勧告 なし

決議案第 1 号

閉会中の所管事務調査について

行政常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり決議する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者	夕張市議会議員	徳	谷	康	憲
	同	荒	井	周	司
	同	工	藤	政	則
	同	君	島	孝	夫
	同	櫻	井		暁
	同	千	葉		勝
	同	高	間	澄	子

「別紙」

所 管 事 務 調 査

1 調査の目的

(1) 行政常任委員会

本市並びに他自治体の実態等を調査し、市政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態等を調査し、議会の円滑かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

2 調査事項

(1) 行政常任委員会

① 行政全般に関する事項

(2) 議会運営委員会

① 議会運営に関する事項

② 議会規則、委員会条例等に関する事項

③ 議長の諮問に関する事項

3 調査の時期及び方法

令和7年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については、各委員会においてそれぞれ決定する。

4 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

以上のとおり決議する。

令和7年3月21日

夕 張 市 議 会